

平成18年4月 児童手当法の改正

## 児童手当制度が拡充されました

対象年齢の拡大・所得制限の引き上げ

### 児童手当を受けるには認定請求が必要です

新たに児童手当の対象となる方は、認定請求の手続きが必要となります。請求者（受給者）の、認印、通帳など振込先が分かるもの（郵便局以外）、健康保険被保険者証などを持って、市庁舎別館女性児童福祉課または各総合支所福祉課で手続きを行ってください。

※児童手当用の所得証明書が必要な場合があります。  
 ※公務員の方は、勤務先で手続きを行ってください。

#### 改正に伴う特例措置

今回の改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、平成18年4月1日（または支給要件に該当した日）までさかのぼって支給されます。

### 所得制限限度額（改正後）

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。

所得には一定の控除があり、所得制限限度額は年によって変更することがあります。

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある方の限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

※2 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。

小学校3年生までの児童を養育されている方が対象に支給されてきた児童手当制度が改正され、対象年齢が小学校6年生修了前までに拡大されました。併せて、所得制限が引き上げられ、児童手当の対象が拡充されました。

### 児童手当の支給対象（改正後）

12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

#### 小学校4年生の児童がいる保護者の方へ

平成18年4月に小学校4年生となった児童に対する児童手当を受けていた方で、小学校5・6年生の児童がいない方は、手続きをする必要はありません。

今回の所得制限の引き上げによって支給の対象となる方は、認定請求の手続きを行ってください。

#### 小学校5・6年生の児童がいる保護者の方へ

現在、児童手当を受給している方で、小学校5・6年生の児童がいる方は、額改定認定請求（増額）の手続きが必要です。

これまで、児童手当を受給していない方で、支給の対象となる方は、認定請求の手続きを行ってください。

#### 所得制限によって児童手当を受給していない方へ

今回の所得制限の引き上げによって、新たに児童手当を受給できる場合があります。

所得制限限度額（左表）をご確認の上、支給の対象となる方は、認定請求の手続きを行ってください。

### お問い合わせ先

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係 内線2332
- 東予総合支所福祉課 社会福祉係 内線135
- 丹原総合支所福祉課 社会福祉・援護係 内線212
- 小松総合支所福祉課 社会福祉・援護係 内線125



■問合せ  
 市庁舎本館国土調査課  
 国土調査係（内線2642）

船屋乙番地の国土調査（地籍調査）を実施します  
 市では、平成17年度から国土調査未実施区域の調査を再開しています。  
 平成18年度は、船屋乙番地（左図参照）の調査を計画しています。  
 国土調査は土地の一筆ごとの地番、地目、地積などを調査します。そのため、境界の確認など、市民の皆さまのご協力をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。